

防火対象物適合表示制度「適マーク制度」とは…

「適マーク制度」は、宿泊施設からの申請に基づいて、消防本部が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対し、「適マーク」を交付する制度です。

宿泊施設が「適マーク」を掲出することにより、建物の安全・安心に関する情報を利用者の皆様に提供することが可能となります。

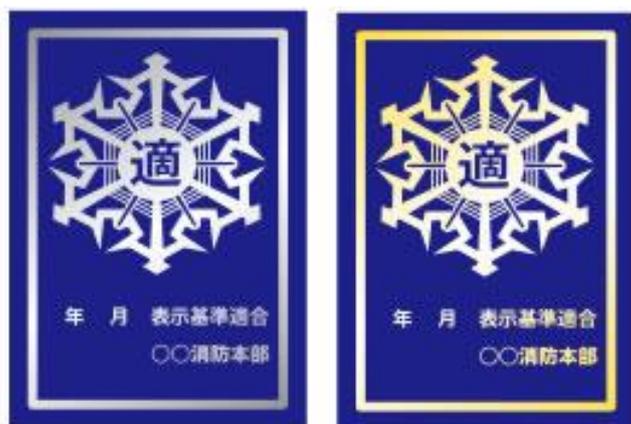
対象となる建物は…

「適マーク制度」の対象となるのは、収容人員が30人以上で、地階を除く階数が3階以上の宿泊施設です。

「適マーク」の種類は…

「適マーク」には金色と銀色の2種類があります。

消防本部が審査した結果、表示基準に適合していると認められた場合は、「適マーク（銀）」が交付されます。また、3年間継続して表示基準に適合していると認められた場合は、「適マーク（金）」が交付されます。



適マーク(銀)

適マーク(金)

「適マーク」の申請について

申請は消防本部で受け付けています。

詳しくは、予防課（0967-34-0119）までお問い合わせください。